

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、琴平町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三田地区）を行うことについて平成22年11月12日同意した。

平成22年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造